

「広報さかい」 令和3年6月号～令和5年4月号

全戸宅配業務仕様書

1 業務名

「広報さかい」 令和3年6月号～令和5年4月号全戸宅配業務

2 業務目的

堺市内の全世帯・全事業所に「広報さかい」を宅配し、市民に市政情報などを周知する。

3 業務内容

毎月1回発行する「広報さかい」（タブロイド判24ページ、区広報紙一体型）を、堺市内全域に宅配する。なお、所在地に応じた区広報紙が一体となった「広報さかい」を宅配する。

4 履行期間

令和3年5月1日～令和5年4月30日

5 宅配日

原則として、履行期間内の毎月月末4日間（1月号及び4月号は別途協議）とする。各号の工程は別添「広報さかい作業日程予定」のとおりとする。ただし、印刷日の変更、休刊、臨時号の発行があった場合は、協議の上対応することとする。

6 宅配のための予備日

宅配日に大雨、暴風等の天災又は受注者の故意や重過失によらない事由により宅配することが困難であると市が認めるときは、宅配日4日目の翌日を予備日とし、宅配することができる。この場合において、予備日中に宅配したときは、宅配日に宅配したものとみなす。

7 宅配区域・対象

a) 堺市内全域の全世帯・全事業所（明らかに無人と思われるところを除く）、発注者が指定する市施設。

b) 集合住宅の場合は、集合ポストに宅配すること。ただし、集合ポストが設置されていない場合、発注者から個別の指示があった場合その他の場合は、ドアポストに宅配すること。

8 配送先

発注者から受注者への「広報さかい」の配送先は、堺市内に1カ所とする。ただし、受注者が印刷業者と協議の上双方合意し、発注者の承認を得ればこの限りではない。なお、受領に伴う一切の事項については、責任を持って印刷業者と協議・調整を行うこと。

9 配送日時

発注者から受注者への「広報さかい」の配送日時は、原則として、別添「広報さかい作業日程予定」に定める配送日の午後6時までとする。

10 配送部数

受注者への「広報さかい」の配送部数は、毎月、配送日の3日前までに市が指定する。予定数量は毎月、約414,000部(参考:令和3年2月号配送部数413,350部。うち実配布数407,738部)(世帯数、事業所数の増減により変更の可能性あり)。

11 宅配作業

- a) 宅配作業は、通常日の出から午後8時までの間に行うこと。
- b) 宅配部数は原則として1戸(1事業所)に1部とする。ただし、表札が2枚以上ある、又はポストが2個以上あるなど複数世帯と思われる場合及び複数世帯である旨の連絡を受けた場合はその数だけ宅配すること。
- c) 雨天時や宅配後2日以内に雨が予想される日に宅配する場合は、ビニール袋に入れるなど防水措置を講じ、雨に濡れないように注意すること。なお、これに伴う費用は受注者が負担すること。
- d) 住人、事業者又は発注者から宅配停止の申し入れがあった場合は、対応すること。
- e) 通常のポストイングが困難な場合は、郵送などの対応により届けることを可能とする。なお、これに伴う費用は受注者が負担すること。
- f) 封筒に封入して宅配することを可能とする。ただし、使用する封筒は事前に市の承認を得ること。

12 宅配に際しての注意事項

- a) 集合住宅、寮などで管理人がいる場合は、事前に宅配の旨を伝え了解を得ること。
- b) 宅配にあたっては、「広報さかい」、ポスト等を破損、汚損しないよう丁寧に扱うこと。また、置き忘れ等が無いよう管理を徹底すること。万一、ポストを破損させるなど損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負うこと。
- c) ポストに入れる場合は、ポストからはみ出さないように注意し、ふたが閉まるように入れること。
- d) ポスト等に郵便物等がたまっていたり、前月分の宅配物等が残っていたりする等、明らかに無人と思われる場合、宅配を希望しない世帯がある場合は、宅配しないこと。
- e) 雨天時に宅配する場合は、他の郵便物等を濡らさないよう注意すること。
- f) 宅配中に接する市民等には、常に親切、丁寧な対応に努めること。
- g) 宅配中にむやみに民有地に侵入したり、室内を覗いたり市民等の誤解を招くような不審な行動をとらないこと。また交通ルールを遵守すること。
- h) 本業務開始前に、受注者は発注者に対し、各宅配員(宅配作業に従事する者をいう。)の宅配地区割図(本業務の管理上、任意に区分けした宅配の地域を表す地図をいう。)及び宅配員ごとの予定宅配部数を書面で提出し、発注者の了承を得ること。宅配地区割図は、宅配にあたり留意すべき個別の事項など必要な情報を記載するなど常に最新の状態に整えておくこと。また、発注者の求めに応じて提出すること。
- i) 万一、トラブル等が発生したときは、対応窓口となるとともに直ちに発注者に連絡し、誠意ある善後策を講じること。

13 宅配の確認、報告

- a) 受注者は毎月の宅配終了後速やかに、無作為に抽出した140世帯(各区20世帯)に宅配されたか確認すること。

b) 受注者は毎月の宅配終了後速やかに、前月号の宅配漏れの連絡を受けた宅配先に対して当月号が宅配されたか電話等で確認すること。

c) 受注者は毎月の宅配終了後速やかに、次の報告を書面及び電子データで発注者へ提出すること。

①宅配日の宅配部数及びその内訳となる区別宅配部数を明記した業務完了報告書

②最小単位(宅配員)ごとの宅配部数及び担当宅配員氏名の報告書

③ a) 及び b) の確認報告書

④毎月末までの宅配漏れ及び転入者向け宅配部数や要望、苦情への対処等を明記した一覧表

⑤折り込み広告による収入額

d) 受注者は前月の宅配部数と比較し変動が大きい場合は、原因について検証を行い、その報告を書面で発注者へ提出すること。

e) その他、受注者は本業務を円滑に履行するために、業務上知り得た事項について一覧表を作成し、業務完了報告書と共に発注者へ提出すること。

f) 宅配員が宅配にあたり留意すべき事項を記載した地図などの資料を作成した場合、令和5年4月号宅配後に発注者へ提出すること。

14 宅配漏れなどの対応

a) 宅配漏れの連絡、問い合わせに迅速に対応できるよう、市内に営業所等の拠点を設けること。

b) 市民からの連絡、問い合わせ、苦情等に対応できるよう、午前9時から午後6時まで営業所にフリーダイヤルの電話を設けること(土・日曜日、祝休日を含む)。なお、受注者は、履行期間終了後はこのフリーダイヤルの番号を使用できないことに同意するものとする。

c) 発注者や市民から宅配漏れの連絡があった場合は、たとえ宅配した覚えがあっても、連絡後、速やかに(原則として1時間以内に)宅配すること。また、発注者が求めた場合は、その結果について報告すること。

d) 宅配漏れ世帯等への宅配は、原則として、手渡しすること。

e) 宅配日後に、宅配漏れの連絡や転入者等からの宅配の依頼等があった場合、履行期間内の宅配については、全て受注者で対応すること。

f) 同一世帯に2部以上宅配したり、所在地と異なる区版を宅配したりする等誤って宅配した場合は、原則、回収すること。また、誤った原因を明らかにするとともに再発防止策を講じその内容について市に報告すること。なお、宅配誤り分は宅配部数に含めないこと。

g) 発注者や市民から雨濡れにより再宅配依頼の連絡があった場合は、対応すること。

h) 苦情等の件数が多く広報課の業務に支障があると広報課長が判断したときは、受注者による苦情対応窓口を市役所本庁舎内に設置することがある。

15 年末年始の緊急体制

年末年始の閉庁期間においても、宅配漏れ等の連絡に対応できるよう体制をとるとともに、事前に市へ報告すること。

16 折り込み広告の配布

a) 受注者は、発注者が指定する印刷物の他に、事前に発注者の承認があれば、受注者が収集する民間広告等を毎月10部(原則、合計ページ数として10ページ)まで「広報さかい」に折り込み、宅配することができる。

b) 折り込みの際は、発注者が指定する印刷物を民間広告等よりも手前（上）にして折り込むこと。発注者が指定する印刷物で他の折り込み広告をまとめて挟む場合は、その都度市の承認を得ること。

c) 受注者は、別記「広報さかい広告掲載基準」（第10及び第13を除く）に適合する民間広告等を折り込もうとするときは、広告主の氏名並びに広告の業種、概要、サイズ及びページ数を宅配開始日の40日前までに発注者に報告し、記載内容について宅配開始日の15日前までに発注者に提出してその審査を受け、宅配開始日の10日前までに発注者の承認を得なければならない。なお、発注者の審査には提出後3日間程度の期間を要するので、修正等の指示があった場合は、余裕を持って発注者に修正案を提出すること。

d) 受注者は、広告の内容に疑義があるときは、一般社団法人関西広告審査協会に審査を依頼すること。

e) 発注者が承認した民間広告等であっても、発注者は広告の内容に関する問い合わせには応じない。また、広告を原因として発生した紛争に関して、発注者はその責を一切負わないものとする。いずれの場合も、受注者及び広告主は、誠意をもって適切に対応しなければならない。

f) その他、発注者が指定又は承認しない配布物を「広報さかい」に折り込んだり、同時に宅配したりしてはならない。また、発注者が折り込みを承認しないことで、受注者と広告主との間で発生した紛争に関して、発注者はその責を一切負わないものとする。

17 その他

a) 受注者は、初回の宅配までに、本業務の適正かつ円滑な執行のため、業務マニュアルを作成するとともに、本業務の従事者に必要な教育、指導等の研修を実施すること。なお、事前に業務マニュアル及び研修計画書を、事後に研修報告書を発注者に提出するものとする。

b) 仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。

c) 宅配状況などの情報を迅速かつ正確に把握するとともに、発注者の求めに応じて報告すること。

18 暴力団等の排除について

a) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

b) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

c) 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、こ

これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、発注者へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

d) 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。